

議案第一九号

三朝町議会議長委員会及び特別委員会條例の一部改訂を以て
三朝町議会議長委員会及特別委員会條例の一部を次のように改訂するもの
とする

昭和三十年三月九日提出

三朝町長

坂

土

雅

昭和三十年三月十一日議決

三朝町議会議長

天

野

康

原案可決



昭和三十年三朝町條例第 三號

三朝町議會常任委員會及特別委員會條例の一部を改正する條例

三朝町議會常任委員會及特別委員會條例(昭和二十八年三朝町條例第三號)の一部を次のように改正する。

第五條一項中「統務課(統務課とあるを會計課に改め)及び統計課の所管に属する事務の内學生係に關する事務を除く」に改める。

第五條四項中「厚生課とあるを統計課の所管に属する學生係」に改める。

附 則

この條例は昭和三十年四月一日より施行する。